厚木市立学校体育施設開放実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、厚木市立学校施設使用条例（昭和53年厚木市条例第21号）、厚木市立学校施設使用条例施行規則（昭和63年厚木市教育委員会規則第３号）、厚木市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年厚木市条例第9号。以下「情報通信技術条例」という。）及び厚木市教育委員会が管理する公共施設に係る厚木市公共施設予約システムの運用に関する規則(平成16年厚木市教育委員会規則第５号。以下「教育委員会予約システム規則」という。）に定めるもののほか、体育、スポーツ又はレクリエーション活動のために厚木市立学校体育施設を開放すること（以下「学校体育施設開放事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（体育施設）

第２条　学校体育施設開放事業の対象とする施設は、市立の小学校及び中学校の次に掲げる施設とする。

(1) 体育館

(2) 屋外運動場（市立の小学校に限る。）

(3) 夜間照明施設がある屋外運動場（当該夜間照明施設を使用する場合に限る。以下「屋外運動場夜間照明施設」という。）

（開放の期日及び時間）

第３条　学校体育施設を開放する期日及びその時間は、別表第１のとおりとする。ただし、教育委員会及び当該学校体育施設を管理する校長（以下「開放校の校長」という。）が認めた場合に限り使用ができるものとする。

（運動種目）

第４条　学校体育施設を使用する場合の運動種目は、別表第２のとおりとする。

２　前項に規定する運動種目のほか、教育委員会及び開放校の校長が適当と認めたものについて使用させることができる。

（団体の登録）

第５条　学校体育施設を使用できる者は、次に掲げる事項に該当する団体で、体育館及び屋外運動場にあっては第10条第２項の厚木市立学校開放体育施設使用団体登録簿（第１号様式）に、屋外運動場夜間照明施設にあっては第16条第１項に規定する教育委員会予約システム規則第３条において準用する厚木市が管理する公共施設に係る厚木市公共施設予約システムの運用に関する規則（平成16年厚木市規則第41号。以下「厚木市予約システム規則」という。）第７条の利用者登録台帳（以下「利用者登録台帳」という。）に登録されたもの（以下「登録団体」という。）とする。

(1) スポーツ・レクリエーション活動を目的とすること。

(2) 非営利活動であること。

(3) 明確な責任者（満16歳以上の者（登録申請を行った年度（４月1日から翌年３

　月31日までをいう。）内に満16歳に達する者を含む。））がいること。

(4) 構成員に市内に在住、在学又は在勤する者が10人以上いること。

２ 前項の登録に係る学校は、１団体につき体育館に係る登録について１校、屋外運動場に係る登録について２校、屋外運動場夜間照明施設に係る登録について１校とする。

３　登録団体は、代表者１人及び管理指導員２人を教育委員会に届け出るものとする。

（管理指導員等の職務）

第６条　管理指導員は、次に掲げる職務を行う。

(1) 体育施設の使用中における適正な管理指導

(2) 使用許可時間の遵守

(3) 使用後の体育施設、備品等の原状回復及び清掃の指導点検

(4) 出入口の施錠

(5) 管理指導員日誌（第２号様式）の記録　（体育館のみ）

(6) 貸与物品の保管

(7) その他開放校の校長又は教育委員会が指示した事項

（使用者の遵守事項）

第７条　学校体育施設の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）の遵守事項は、次のとおりとする。

(1) 使用許可の条件及びこの要綱の規定に違反しないこと。

(2) 善良な管理者の注意をもって体育施設の維持保全を図ること。

(3) 許可を受けないで体育施設の原状を変更し、又はこれに工作を加えないこと。

（事故の責任及び届出）

第８条　学校体育施設の使用中に発生した事故は、教育委員会の責めに帰すべき場合を除き、使用者がその責めを負うものとする。

２　使用者は、前項の事故が発生したときは、その翌日又は急を要すると認められるときは直ちに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

（原状回復及び点検）

第９条　使用者は、学校体育施設の使用が終わったとき又は使用許可が取り消されたときは、直ちに当該学校体育施設を原状に回復し、その確認として管理指導員又は代表者は、点検を行わなければならない。

（体育館及び屋外運動場使用団体の登録）

第10条　体育館及び屋外運動場の使用に係る団体の登録を受けようとするものは、

厚木市立学校開放体育施設使用団体登録申請書（第３号様式）に団体の構成員を

記載した名簿及び第７条各号に掲げる遵守事項に関する誓約書を添付して、教育

委員会に提出しなければならない。

２　教育委員会は、前項の規定により申請書を受理した場合は、申請に対する審査を行い、その適否を決定し、適当と認めるときは、厚木市立学校開放体育施設使用団体登録簿に登録するものとする。

（登録の有効期間）

第11条　前条に規定する団体の登録の有効期間は１年とし、教育委員会が定める登録期間の途中で新規登録又は更新の登録をする場合は、次回の更新までの残りの期間とする。

（代表者等の変更）

第12条　登録団体の代表者は、当該登録団体の代表者に変更があった場合又

　は登録の内容に変更が生じた場合は、遅滞なく教育委員会に届け出なければならない。

（登録の取消し）

第13条　教育委員会は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請により登録を受けたとき。

(2) 使用許可の条件に著しく違反したとき。

(3) 登録団体としての要件を欠いたとき。

(4) 長期間にわたり登録団体として体育施設の使用がなされないとき。

(5) 登録団体として不適当と認められる行為があったとき。

（使用の調整）

第14条　登録団体の代表者は、体育館及び屋外運動場を使用しようとするときは、当該開放校ごとに教育委員会が開催する使用調整会議で使用日時について調整するものとし、使用希望日時について、変更等の希望がある場合は、使用希望日の１週間前までに教育委員会に報告しなければならない。

２　教育委員会は、前項の規定による報告を受けた場合で適当と認めるときは、代表者に対し、許可をするものとする。この場合において、学校施設の管理上必要があると認めるときは、許可に条件を付すことができる。

（使用許可の取消し）

第15条　教育委員会は、体育館及び屋外運動場の使用を許可した場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用許可を取り消すことができる。

(1) 公用又は公共の用に供する必要が生じたとき。

 (2) 体育館の使用許可を受けた者が使用許可の条件又はこの要綱の規定に違反したとき。

(3) 不正の行為により申請し、許可を受けたとき。

(4) 使用の権利を他人に譲渡したとき。

(5) その他教育上又は学校施設の管理上支障があると認めたとき。

（屋外運動場夜間照明施設使用団体の登録等）

第16条　屋外運動場夜間照明施設の使用団体の登録及び登録の取消しについては、厚木市予約システム規則第４条第１項、第５条、第６条（第１号を除く。）及び第７条から第14条までの規定を準用する。

（屋外運動場夜間照明施設の使用許可申請）

第17条　屋外運動場夜間照明施設の使用許可の申請は、厚木市予約システム規則第２条に規定する公共施設予約システムによるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

1. 公益財団法人厚木市体育協会又はその加盟団体が大会等のために夜間運動場

照明施設を使用する場合

1. 厚木市レクリエーション協会又はその加盟団体が大会等のために夜間運動場

照明施設を使用する場合

1. その他教育委員会が認めた者が大会等のために夜間運動場照明施設を使用す

る場合

２　前項各号に該当するものは、厚木市立学校施設使用許可申請書により教育委員会に申請し、許可を受けることができるものとする。

（屋外運動場夜間照明施設の使用許可取消し）

第18条　屋外運動場夜間照明施設の使用許可の取消しについては、第18条の規定を準用する。この場合において、同条中「体育館」とあるのは「屋外運動場夜間照明施設」と読み替えるものとする。

附 則

１ この要綱は、公表の日から施行する。

２ 厚木市立学校体育施設開放実施要綱（平成15年４月１日）は、廃止する。

３ この要綱の施行の日までの間に改正後の第５条第１項の規定により、学校開放体

　育施設使用団体登録等及び屋外運動場夜間照明施設の使用に係る利用者登録台帳

に登録された団体は、改正前の第６条第２項に規定する屋外運動場の開放に係る

厚木市立学校開放体育施設利用団体登録簿に登録されたものとみなし、同日まで

の屋外運動場夜間照明施設の使用に係る使用許可の申請をすることができるもの

とする。

４ この要綱の施行の日前に屋外運動場夜間照明施設の開放に係る団体の登録を受け

た団体の登録証の有効期間については、改正前の第７条の規定及び登録証に記載

された期間にかかわらず、平成21年５月31日までを有効期間とする。

５ この要綱による改正後の第17条第１項の規定は、要綱改正以後の屋外運動場夜間

　照明施設の使用に係る団体の登録等並びに使用許可の申請等及び使用許可等につ

いて適用し、要綱改正前までの屋外運動場夜間照明施設の使用に係る団体の登録

等並びに使用許可の申請等及び使用許可等については、なお従前の例によるもの

とする。

６　この要綱は、平成31年３月１日から施行する。

７　この要綱は、平成31年４月１日から施行する。

８　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

別表第１（第３条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 体育施設 | 開放する期日 | 開放する時間 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 体育館 | 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 | 小学校 | 午前９時～午後１時午後１時～午後４時午後４時～午後７時午後７時～午後10時 |
| 平日 | 午後６時～午後10時 |
| ４月１日～翌年３月31日 | 中学校 | 午後７時～午後10時 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 屋外運動場 | 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 | 小学校 | 午前９時～午後１時午後１時～午後６時 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 屋外運動場夜間照明施設 | ４月１日～翌年３月31日 | 小中学校 | 午後７時～午後９時15分 |

※ 休場日

年末年始（12月29日から翌年１月３日まで）

月曜日（保守点検日：屋外運動場夜間照明施設に限る。）

別表第２（第４条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 体育施設 | 運 動 種 目 |

|  |  |
| --- | --- |
| 体育館 | バレーボール、バスケットボール、卓球、バドミントン、剣道その他スポーツ・レクリエーション種目 |

|  |  |
| --- | --- |
| 屋外運動場夜間照明施設 | ソフトボール、サッカー、少年野球その他スポーツ・レクリエーション種目 |